

静岡県立大学質保証委員会細則

令和3年4月1日 細則第67号

改正 令和4年4月1日

第1章 総則

(設置)

第1条 この細則は、静岡県立大学内部質保証規程（以下「内部質保証規程」という。）第3条第3項及び静岡県立大学法人質保証委員会規程第6条第2項の規定に基づき、静岡県立大学質保証委員会（以下「大学委員会」という。）及び静岡県立大学部局質保証委員会（以下「部局委員会」）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

第2章 大学委員会

(所掌事項)

第2条 大学委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の内部質保証の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (2) 静岡県立大学の内部質保証の実施状況の取りまとめ及び公表に関すること。
- (3) 内部質保証規程第6条に規定する第三者による評価の受審に関すること（静岡県立大学の全体的な事項）。
- (4) その他大学委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 大学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学府長
- (4) 研究科長
- (5) 研究院長
- (6) 副学部長
- (7) 附属図書館長
- (8) 事務局長
- (9) 学生部長
- (10) 教務委員長
- (11) 国際交流委員長
- (12) 広報委員長
- (13) 産学官連携推進本部長
- (14) 経営戦略部長
- (15) 総務部長
- (16) 教育研究推進部長

(17) その他学長が指名する者

(委員長)

第4条 大学委員会に委員長を置き、第3条第1号の者のうち教務を担当する副学長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7条 内部質保証に係る専門的事項を遂行するため、委員会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第3章 部局委員会

(所掌事項)

第8条 部局委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 内部質保証規程第2条第1項に掲げる部局(以下「部局」という。)における内部質保証の実施に関すること。

(2) 部局の内部質保証の実施状況の取りまとめ及び公表に関すること。

(3) 内部質保証規程第6条に規定する第三者による評価の受審に関すること(部局に関する事項)。

(4) その他部局委員会が必要と認める事項

(組織)

第9条 部局委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部、研究科、学府、研究院においては副学部長、事務局及び附属図書館においては事務局長

(2) その他部局で指名する者

(委員長)

第10条 部局委員会に委員長を置き、前条各号に掲げる委員の中から部局が選出する者をもってこれに充てる。

2 委員長は、部局委員会の会務を総理する。

第4章 雑則

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学委員会、部局委員会の運営に関し必要な事項は、大学委員会の委員長が大学委員会に諮り、定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。